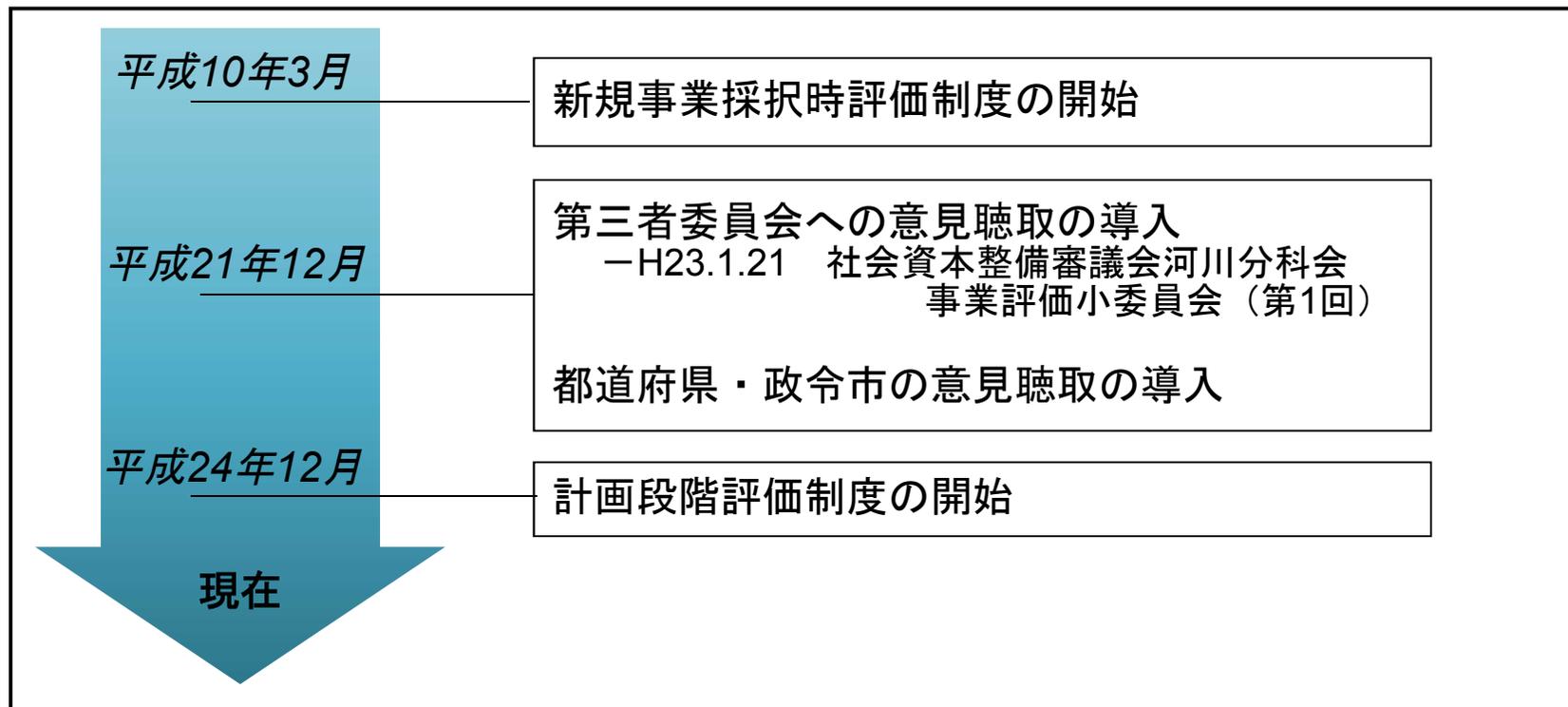


# 新規事業採択時評価の実施箇所について

## 新規事業採択時評価等に関する変遷

- 公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、平成10年度より新規事業採択時評価を実施。
- 新規事業採択時評価は費用対効果分析を含め総合的に実施。  
直轄事業においては、維持・管理、災害復旧に係る事業等を除く全ての事業が対象。
- 平成21年度より第三者委員会及び都道府県・政令市への意見聴取の手続きを導入



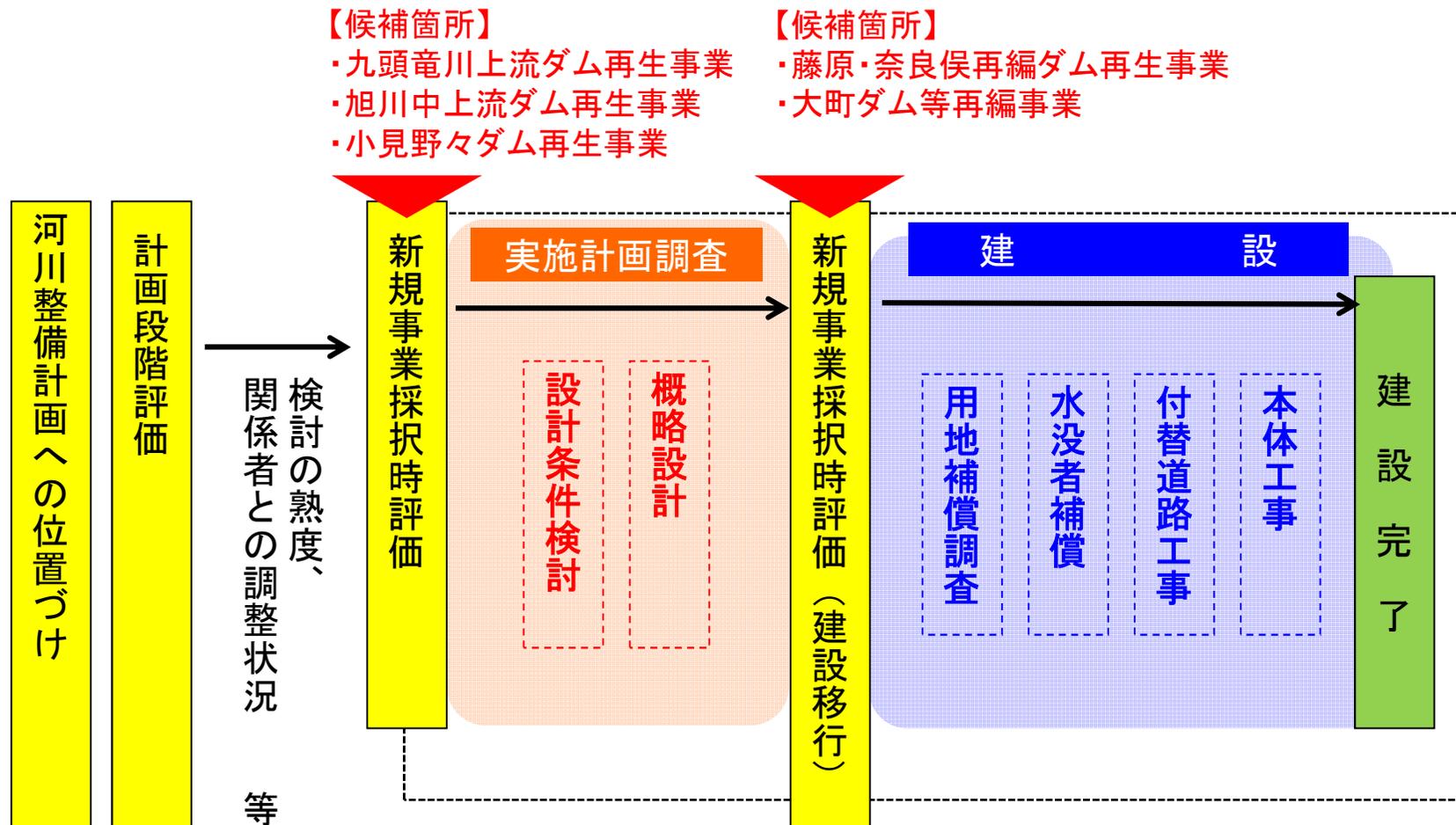
## 直轄事業の新規事業採択時評価のスケジュール

- ダム事業など、政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業については、原則として、概算要求書の財務省提出時（8月末）に新規事業採択時評価の結果を公表。
- 他の事業については、原則として、3月末を目途に新規事業採択時評価の結果を公表。

	8月末頃 (概算要求書提出)	12月下旬頃	3月末頃
政府予算案の閣議決定時に、個別箇所で予算措置を公表する事業  (ダム事業)	 		
上記以外 (実施計画で個別箇所の予算措置を公表する事業)			

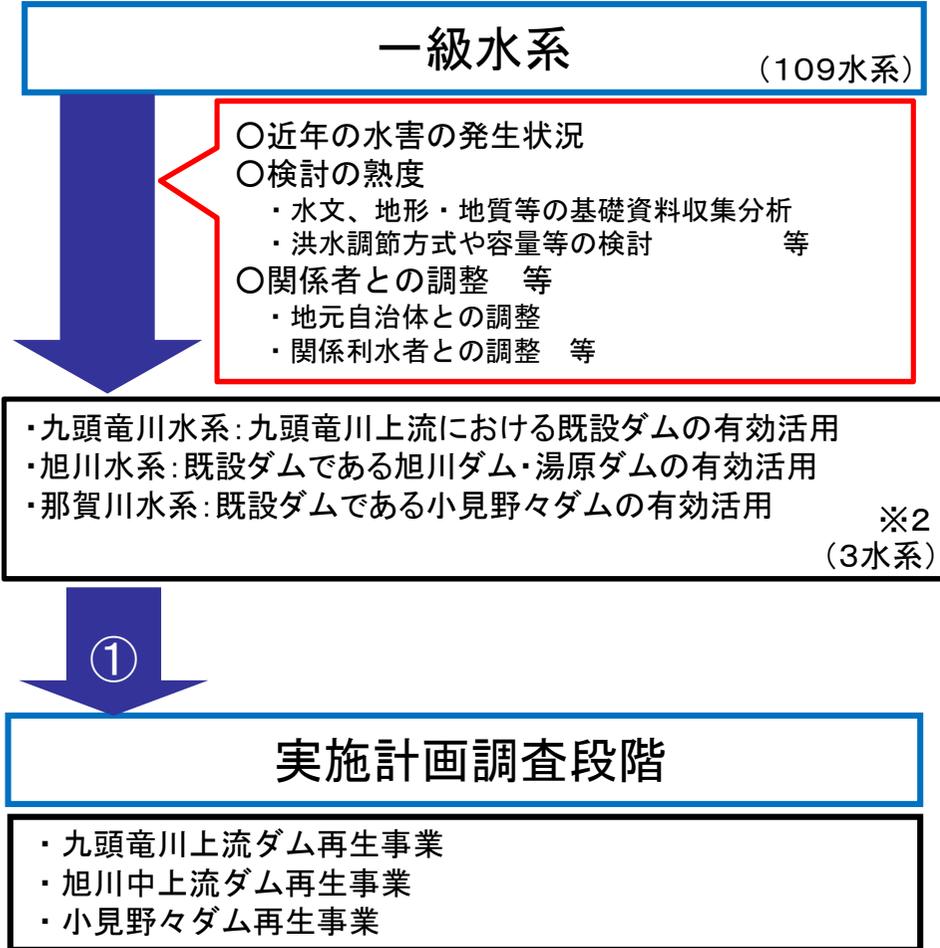
# ダム事業の流れと新規事業採択時評価について

- 河川整備計画に位置づけられ、検討の熟度、関係者との調整状況等を踏まえて新規事業の候補箇所を選定。
- ダム事業については、実施計画調査の着手時点に加え、建設段階へ移行する際にも新規事業採択時評価を実施。

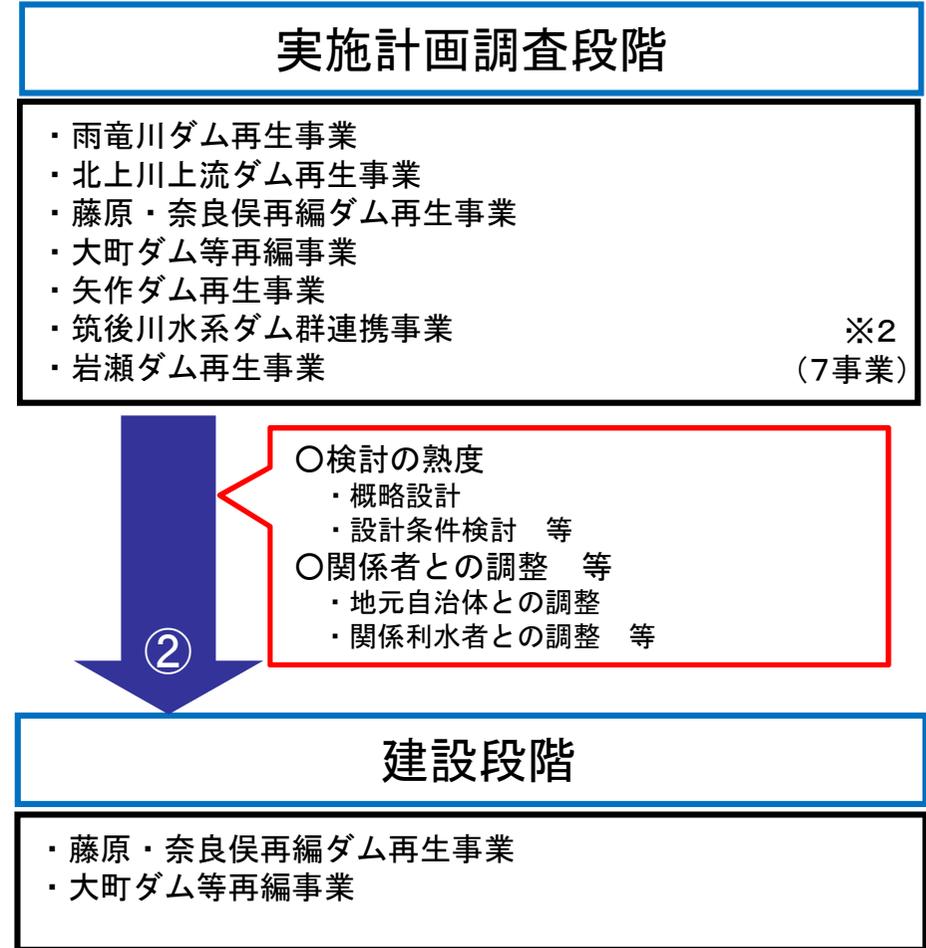


# ダム建設事業（直轄・水資源機構）の新規事業採択時評価候補箇所の選定の考え方

## ＜未事業化＞※1



## ＜実施計画調査段階＞



※1: 権限代行の要請により実施する場合を除く ※2: 令和元年8月8日時点

令和2年度 新規事業採択時評価実施箇所			
(実施計画調査段階)	九頭竜川上流ダム再生事業	(1)	
	旭川中上流ダム再生事業	(1)	小見野々ダム再生事業 (1)
(建設段階)	藤原・奈良俣再編ダム再生事業	(2)	大町ダム等再編事業 (2)

# 令和2年度概算予算に係る新規事業採択時評価 実施箇所について

